

旭市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成21年5月12日

旭市監査委員 木村哲三

旭市監査委員 林正一郎

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成２０年度定期監査

措置を講じた部署	下水道課
監査結果提出日	平成２１年　４月１４日
措置通知日	平成２１年　５月１２日
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容
(1)　公共下水道事業は施設整備及び維持管理に多額の費用を要するため、受益者負担金及び使用料の財源確保対策はもとより、徹底した事務事業の見直しによる経費の節減を図り、より効率的な事業執行に努められたい。 また、今後の整備区域については、投資効果を十分に踏まえて、整備予定区域の市民の意見を尊重し整備を進められたい。	(1)　受益者負担金及び使用料の財源確保については、滞納者に対し訪問徴収や滞納処分等を行うことにより、より一層の徴収率の向上を図ってまいります。 事務事業の見直しによる経費の節減については、効率的な運営に努め、経費節減を図ってまいります。 また、認可区域の拡大にあたっては、投資効果の高い区域を計画するとともに、計画区域の市民の意見を尊重し進めてまいります。